

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十九年七月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病 院	医療法人翠清会 翠清会梶川病院	広島市中区昭和町 8番20号	所在地	広島市中区東千田町 一丁目1番23号